

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
生活保護法第63条	資力があるにもかかわらず、保護を受けたときの費用返還の決定処分	生活福祉第一課・第二課

処分基準は、生活保護法第63条の規定に基づき、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときとする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。